

定 款

株式会社 **丸 運**

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社丸運（英文では、MARUWN CORPORATION）と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 貨物自動車運送事業
- (2) 貨物自動車利用運送事業
- (3) 鉄道利用運送事業
- (4) 航空利用運送事業
- (5) 海上運送事業
- (6) 外航利用運送事業
- (7) 内航利用運送事業
- (8) 港湾運送事業
- (9) 前各号以外の貨物運送事業および利用運送事業
- (10) 貨物運送取次事業
- (11) 航空運送代理店業
- (12) 産業廃棄物収集運搬および処分事業ならびに再生資源販売事業
- (13) 倉庫業
- (14) 損害保険代理業および自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
- (15) 通関業
- (16) 貨物自動車・荷役機械類の販売およびリース事業
- (17) 土石類の採取、加工および販売事業
- (18) 自動車分解整備事業
- (19) 土木建築事業
- (20) 機械器具設置工事業、管工事業、とび土工工事業、建築工事業および電気工事業
- (21) 不動産の賃貸借および管理に関する事業
- (22) 石油類の販売事業
- (23) 高圧ガスの製造および販売事業
- (24) 金属加工業および木材加工業
- (25) 食品および清涼飲料の販売事業
- (26) 衣料品および衣料品の生地企画、製作および販売に関する事業
- (27) 印刷物および広告宣伝品の企画、製作および販売に関する事業
- (28) 自動車用品・ケミカル品の企画、製作および販売に関する事業
- (29) 工場、倉庫、事務所等における警備業務の請負
- (30) 工場内施設における防災事業の請負
- (31) 労働者派遣事業

(32) 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都中央区におく。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関をおく。

(1) 取締役会

(2) 監査等委員会

(3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、5,600万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人をおく。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第12条 定時株主総会は、毎年6月、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。
(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。
(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の数)

第18条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。

2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集権者および議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を更に短縮することができる。

2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(代表取締役の選定)

第23条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第24条 取締役会の決議をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長をおく。

(重要な業務執行の決定の委任)

第25条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(相談役または顧問の委嘱)

第27条 取締役会は、その決議によって相談役および顧問を定めることができる。

(取締役会規則)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(業務執行取締役等でない取締役との責任限定契約の締結)

第30条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の責任について、法令に定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を更に短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規則)

第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

(常勤の監査等委員)

第33条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員若干名を選定することができる。

第6章 計 算

(事業年度)

第34条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第35条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第36条 当会社の期末配当の基準日は毎年3月31日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は毎年9月30日とする。

3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第37条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

明治25年 9 月21日制定	昭和35年11月28日改正	平成 2 年 6 月27日改正
昭和25年 1 月10日改正	昭和37年 5 月29日改正	平成 3 年 6 月26日改正
昭和25年 2 月20日改正	昭和37年11月29日改正	平成 6 年 6 月28日改正
昭和25年 5 月20日改正	昭和38年 5 月30日改正	平成12年 6 月29日改正
昭和26年 3 月20日改正	昭和38年11月29日改正	平成14年 6 月27日改正
昭和26年 5 月30日改正	昭和40年11月29日改正	平成15年 6 月26日改正
昭和26年 8 月25日改正	昭和44年 5 月30日改正	平成16年 6 月25日改正
昭和26年11月30日改正	昭和45年 5 月29日改正	平成17年12月27日改正
昭和27年 5 月28日改正	昭和48年 5 月30日改正	平成18年 6 月28日改正
昭和27年11月28日改正	昭和50年 5 月30日改正	平成21年 6 月25日改正
昭和31年 5 月29日改正	昭和52年 6 月29日改正	平成23年 6 月28日改正
昭和32年 2 月11日改正	昭和54年 6 月29日改正	平成24年 6 月26日改正
昭和32年11月29日改正	昭和57年 6 月29日改正	平成26年 6 月25日改正
昭和33年 5 月29日改正	昭和58年 6 月29日改正	平成28年 6 月27日改正
昭和34年 5 月28日改正	昭和60年 6 月27日改正	令和 4 年 6 月24日改正
昭和34年11月30日改正	昭和63年 6 月28日改正	
昭和35年 5 月28日改正	平成元年 6 月28日改正	
